

障がいのある方の就業相談窓口

働く意欲を形にしませんか？市役所に相談窓口を設置します。相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

※事前のご予約が必要ですので、以下の問合先にご連絡ください。

日程 原則として、第1・第3木曜日（祝日・年末年始を除く）

※1月のみ第2・第4木曜日となります。

（令和7年度10月以降実施日は、10月2・16日（木）、11月6・20日（木）、12月4・18日（木）、1月8・22日（木）、2月5・19日（木）、3月5・19日（木）となります。）

相談開始時間 午後1時～4時

受付窓口 障がい福祉課

相談場所 市役所1階相談室101

相談対応 海部障害者就業・生活支援センター

対象者
・ 障がい者手帳のある方（障がい種別は問いません）
・ 障がい者手帳はないが、診断の出ている方
・ 難病認定を受けている方
・ 対象者のご家族
・ 障がい者雇用を検討されている企業の方 など

相談内容の例
・ 働きたいけど何をしたらいいかわからない
・ どんな働き方があるのか知りたい
・ 仕事が続かない
・ 就職活動を手伝ってほしい
・ 障がい者雇用をしたいが初めてのため不安
・ 障がい者雇用の進め方が知りたい など

予約・問 障がい福祉課 ☎485・5980 FAX444・1074

協力 海部障害者就業・生活支援センター ☎0567・22・3633

虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173（子ども福祉課）または ☎189（児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応）

障がい者虐待 ☎485・5980（障がい福祉課） **高齢者虐待** ☎444・3141（高齢福祉課）

※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分（夜間・休日は時間外窓口につながります）

※FAX443・2571（共通） ✉gyakubou@city.ama.lg.jp